

<学生定期利用（減免含む）のお客様へ>

新型コロナウイルス対策による県立高校の休校に伴い、高校生が駐輪場を利用しなくなった場合は、
4月15日以降の定期利用料を還付します

対象者

新型コロナウイルス対策に伴い、通学先の学校が休校となった高校生で休校期間を含む定期利用料の還付を希望される方

※休校期間中、駐輪場に自転車をとめている方は除きます。

県立高校 … 4月15日～5月31日

市立高校 … 4月15日～5月31日

私立高校 … 各学校の休校期間による

還付方法

定期利用料を休校期間に応じて日割り計算し、口座振込にて還付いたします。

申請方法

「利用料還付申請書」に必要事項を記入のうえ駐輪場へ提出してください。

還付の受付期間は **6月末まで**です。

申請書は駐輪場に置いてあります。

また、ホームページでもダウンロードできます。